

## 仕様書

### 1. 事業名

東京工業大学未来社会 DESIGN 機構における未来社会像の作成及び広報用  
媒体制作一式

### 2. 事業内容

本学にてこれまでに実施したワークショップの成果や学外機関の公表物等をもとに2回程度のワークショップを本学担当者とともに実施し、未来のシナリオ\*1を作成したうえで、「東工大未来年表\*2(仮称)」としてまとめる。この年表(仮称)を活用して、2019年度に取り上げる未来社会像を作成し、この未来社会像を広報するための資料を、媒体の種類から検討、提案し、これを制作する。

\*1 例えば、「再生エネルギーで暮らしをすべて営めるようになる」といったように、期待される未来社会の姿を示すもの

\*2 数十の未来のシナリオが、10年単位程度の時間軸に沿って関連がわかるように配置されている表

### 3. 仕様

本学担当者と随時意見交換を行いながら、以下の業務を実施すること。また、(1)については、業務遂行のために必要となる作業のうち本学担当者が行うべき作業を提示し、本学担当者の了解を得ること。

#### (1) 未来社会像の作成

##### (1) - 1 ワークショップの実施

「東工大未来年表(仮称)」に掲載する未来のシナリオの素材を、ワークショップを通じて得られたアイデアをもとに作る。

①学外の政府関係機関・学術機関・企業等の公表物等から必要な情報を収集し、また本学から提供する過去に本学で実施したワークショップ等の成果物を用いて、ワークショップでの発想を刺激するための資料を作成する。

②①で作成した資料を使い、本学学生や教職員、学外関係者20~30名程度が参加するワークショップを2回程度実施する(日程案:5月18日(土)及び6月15日(土))。当該ワークショップから「東工大未来年表(仮称)」に掲載する未来のシナリオの素材を生み出す。当該ワークショップのファシリテート業務及び運営を行う。

##### (1) - 2 「東工大未来年表(仮称)」の作成

① (1) - 1の成果物である未来のシナリオの素材を精緻化して、「東工大未来年表(仮称)」を構成する未来のシナリオを作成する。

② 未来のシナリオを「東工大未来年表(仮称)」として掲示する。「東工大未来年表(仮称)」は、本学来訪者とのインタラクティブな活用を想定し、かつ今後本学にて更新を行うことを想定して提案すること。また、本学の

未来社会 DESIGN 機構拠点室（2019 年度整備予定）の壁面貼り付け可能なものを作成する。ただし、壁面の材質、サイズ等については、拠点室の整備完了後に現場を確認することとする。

（１）－３ 未来社会像の提案

「東工大未来年表（仮称）」をもとに、本学の科学技術に立脚した知見を活かし、かつ社会によいインパクトを与える未来社会像の案を、タイトル及び文章として A4 紙面で 2 分の 1 ページ程度作成し、複数提案する。最終案の決定は未来社会 DESIGN 機構にて行う。

（２）未来社会像の広報用媒体制作

（１）で得られた未来社会像を具体的に表現し、社会と共有するための広報用媒体を制作する。（参考：ANA ホールディングス株式会社「ANA Avatar Vision」における動画）

- ① 未来社会像を社会に対してわかりやすく、かつ広く共有するために適切な媒体を提案する。本学ホームページに掲載できる媒体が望ましい。
- ② 概念的・抽象的な表現となることが予想される未来社会像に対して、広報用媒体では閲覧する社会の人々が共感しやすい具体的なストーリー\*3 を作成する。
- ③ ②の具体的なストーリー\*3 を①の媒体で表現し、制作する。

\*3 上述の ANA Avatar Vision を例にとると、遠隔で子供が医師から診察を受ける、ソファの上で子供が波乗りを体験する、母親がその場にはいない娘のおでこに手を当てる、など、視聴者・閲覧者に自分の生活における変化を想起させる物語

４．成果物

（１）納品物

- ① 未来のシナリオを掲示した「東工大未来年表（仮称）」（掲示物）
- ② 未来社会像（案）
- ③ 未来社会像の広報用媒体
- ④ ①～③の検討・制作過程で得られた素材、写真、動画、記録物一式

（２）納品期限

- ①②③④ 2020 年 1 月 17 日（金）

（３）納品場所

東京工業大学大岡山地区

５．その他

（１）秘密保持について

受注者は、本業務の遂行に際し、本学から開示された情報について、守秘義務を負うものとする。ただし、以下の情報は除く。

- ・ 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ・ 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ・ 開示を受けた後、本学から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- ・ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ・ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(2) 契約の細目

この契約について必要な細目は、本学が定めた役務請負契約基準によるものとする。

(3) その他

- ① 本仕様書に定めのない事項、その他不明な点については、本学担当者の指示に従うこと。
- ② 原則として、受注者は本作業の全部、または一部を他の業者に再委託してはならない。再委託が必要であると判断した場合は、その可否について本学の判断を仰がねばならない。
- ③ 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とする。

以上